

出雲市上下水道料金等審議会【第2回】 会議録

1. 開催日時 令和4年7月29日（金）15:10～16:30（※会議時間）
2. 開催場所 出雲市上下水道局 書庫棟 会議室
3. 会議の出席者

(1) 委員（出席9名、欠席3名）

足立修司 委員	石崎俊宏 委員	北脇祥大 委員（副会長）	高野智子 委員
小林幹治 委員	榎野ちあき 委員	中川弘美 委員	錦織和人 委員
山岡尚 委員（会長）			

※欠席：石倉奈津江 委員（視察のみ参加）、武志俊太郎 委員、山本知子 委員

(2) 出雲市（11名）

上下水道局	管理者 石田武、次長（兼経営企画課長） 妹尾俊彦
経営企画課	課長補佐 寺本真由美、主任 藤原美紀、主任 石田亜紀子、 副主任 高見一弘
下水道管理課	課長 深津喜男、主査 森山和義、課長補佐 小川貢央
下水道建設課	課長 勝部和夫、課長補佐 宮廻裕

4. 次第

1. 視察

- (1) 宍道湖流域西部浄化センター

2. 会議

- (1) 開会

- (2) あいさつ

- (3) 議題

①出雲市汚水処理施設整備計画（概成計画）の検討結果について【資料13】

②下水道事業の施設状況【資料14】

③今後の下水道事業の建設計画について【資料15】

3. 開催のスケジュール（予定）

4. その他

5. 閉会

配付資料一覧

資料13	出雲市汚水処理施設整備計画（概成計画）の検討結果について
資料14	下水道事業の施設状況
資料15	今後の下水道事業の建設計画について

1. 視察

(1) 宍道湖流域西部浄化センター

2. 会議

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議題

①出雲市汚水処理施設整備計画（概成計画）の検討結果について【資料13】

②下水道事業の施設状況【資料14】

③今後の下水道事業の建設計画について【資料15】

～事務局説明～

〔質疑等〕

委員) 合併処理浄化槽を流域下水道に接続する、また計画部分をつなぐことにより、流域下水道のカバー人口が現在の9万人からどのくらい増えるのか教えてください。

事務局) 合併処理浄化槽を流域下水道につなぐことはありません。計画部分をつなぐことで、公共下水道から1万人、農業集落排水から1万人増え、流域下水道のカバー人口は11万人程度まで増える見込みです。

委員) 資料13の2ページにおいて、集合処理と個別処理の経済性の比較についてブロック別の記載がありますが、ここに記載されているのは1戸あたりの金額か、もしくはブロック別の合計金額なのか教えてください。

事務局) ブロック別の合計金額が記載されています。なお、整備計画区域内の検討において、既に設置済みの合併処理浄化槽は、検討の対象から外してもよいと国から指導を受けています。

委員) 合併処理浄化槽は隣近所がくっついている場合に、隣の家の土地を掘らせていただかなければ設置できないものか、それとも自分の土地だけで設置できるものなのでしょうか。

事務局) 基本的には自分の敷地に設置するものです。排水の状況、位置関係によって合併処理浄化槽の設置位置が変わりますが、今のところは他人の土地に設置するような申請を受けたことはありません。

委員) 合併処理浄化槽の人槽は家族の人数によって決まるのでしょうか。

事務局) 面積に応じて人槽が定められています。また、その人槽に応じた設置補助金があります。

委員) 次回の会議で資料の何番を使うのかなどを事前に教えていただくようにしていただきたい。また、(資料15) 建設改良費の計画一覧表において、収支差額のマイナスが続いているが、これをどうしようというのが問題提起と考えてよいものなのでしょうか。

事務局) 該当の回の会議で使う資料だけで説明が完結できるような、分かりやすい資料作りに今後も努めます。次回から更に専門的な用語が出てきますが、かみ砕いて分かりやすく説明していきたいと思うのでよろしくお願いします。資料15の6ページにある建設改良費の計画一覧表において、黒く囲っている令和8年度、令和9年度にかけて、管渠新設(未普及解消事業)が約15億円減少しています。しかしながら、未普及解消事業にあたっては、表の下の方に記載している補助金等の財源を使って整備していることから、支出の減少に伴い収入も減少するため、収支差額は大きく変化しません。次回からはそういったところを掘り下げて、分かりやすく説明したいと思います。

委員) 資料15の6ページにおける収支差額(不足額)と前回の資料10における収支不足額との関係性を教えて欲しい。

事務局) 関係性としては資料10の左下にあるイメージ図のグレーの部分と同じものです。ただし、資料15においては、資本的収支のうち、建設改良費の部分だけを説明しており、実際は、その他に企業償還金等に係る収支不足もあるので、単純に同じ金額とはなりません。収支不足額の一部ではあります。

委員) 資料10にある補填財源としての収入を増やすために、下水道使用料を検討しなければならないということでしょうか。

事務局) ご質問のとおりです。次回以降に細かく説明しますが、企業債の収入が大きく減少する見込みであり、それによる収支不足を埋めていくために使用料を検討するものです。単純に収益的収支でお金が足りないために下水道使用料を上げるということであれば理解しやすいと思いますが、資本的収支において、事業費は減少、建設改良費の収支不足は変わらないという中で使用料を上げるということについては疑問を持たれていると思います。そのあたりについて、今後詳しく説明をしていく予定です。

委員) 受益者負担金は、聞きなれず分かりにくい言葉だと思うが、これが今後なぜ減っていくのかということの説明をいただけませんかでしょうか。

事務局) 受益者負担金は、下水道建設費の一部を市民の皆さんにご負担いただくものです。工事が終わり下水道につなぐことが可能となった場合に、翌年度から1㎡あたり400円いただいております。支払い方法は一括払いと5年分割払いがあります。そのため、概成計画が終わり、建設改良工事が大きく減少する令和9年度以降は、受益者負担金の収入が徐々に減少します。なお、農地であれば支払いが猶予されるが、農地から宅地に変更された場合には、そのときから1㎡あたり400円支払う必要があります。

委員) 令和9年度以降は新規拡張の工事が大幅に減るため、計画で書かれている令和14年度から先は、受益者負担金がほぼなくなるということか。

事務局) 基本的にはそうである。ただし、計画には盛り込んでいないが、農地から宅地に変更された場合には、14年度より先においても受益者負担金が入ることになる。

3. 開催のスケジュール (予定)

次回審議会は令和4年8月17日(水)に開催

4. その他

事務局から連絡事項

5. 閉会

出雲市上下水道事業管理者 石田武 あいさつ